かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td>表　紙</td><td>かすみがうら市過疎地域持続的発展計画
（令和８年度～令和 12 年度）

茨城県かすみがうら市
令和４年 12 月
令和５年 12 月一部変更
令和６年８月一部変更
令和７年７月一部変更
令和８年４月一部変更</td><td>かすみがうら市過疎地域持続的発展計画
（令和４年度～令和７年度）

茨城県かすみがうら市
令和４年 12 月
令和５年 12 月一部変更
令和６年８月一部変更
令和７年７月一部変更</td></tr>
<tr><td>目　次</td><td>１　基本的な事項
（１）かすみがうら市の概況
（２）人口及び産業の推移と動向
（３）行財政の状況
（４）地域の持続的発展の基本方針
（５）地域の持続的発展のための基本目標
（６）計画の達成状況の評価に関する事項
（７）計画期間
（８）公共施設等総合管理計画との整合
（９）SDGs（持続可能な開発目標）

１２　再生可能エネルギーの利用の推進</td><td>１　基本的な事項
（１）かすみがうら市の概況
（２）人口及び産業の推移と動向
（３）行財政の状況
（４）地域の持続的発展の基本方針
（５）地域の持続的発展のための基本目標
（６）計画の達成状況の評価に関する事項
（７）計画期間
（８）公共施設等総合管理計画との整合

１２　再生可能エネルギーの利用</td></tr>
<tr><td>9 ページ</td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>昭和
55
年度末</th><th>平成２
年度末</th><th>平成
12
年度末</th><th>平成
22
年度末</th><th>令和２
年度末</th></tr>
<tr><td>市　道
改　良　率
（%）
舗　装　率
（%）</td><td>—
—</td><td>—
—</td><td>22.1
49.5</td><td>24.5
53.5</td><td>25.9
54.3</td></tr>
<tr><td>農　道
延　長
（m）
耕地１ha 当たり農道延長（m）</td><td>—
—</td><td>1,041.
0
0.2</td><td>1,041.
0
0.3</td><td>1,041.
0
0.3</td><td>1,041.
0
0.4</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>昭和
55
年度末</th><th>平成２
年度末</th><th>平成
12
年度末</th><th>平成
22
年度末</th><th>令和２
年度末</th></tr>
<tr><td>市　道
改　良　率
（%）
舗　装　率
（%）</td><td>—
—</td><td>—
—</td><td>22.1
49.5</td><td>24.5
53.5</td><td>25.9
54.3</td></tr>
<tr><td>農　道
延　長
（m）
耕地１ha 当たり農道延長（m）</td><td>—
—</td><td>1,041.
0
0.2</td><td>1,041.
0
0.3</td><td>1,041.
0
0.3</td><td>1,041.
0
0.4</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>林道延長（m）
林野１ha 当たり林道延長（m）</td><td>4,436.6
3.9</td><td>6,531.0
7.3</td><td>8,726.7
9.8</td><td>9,411.5
4.6</td><td>9,411.5
3.5</td></tr>
<tr><td>水道普及率（%）
水洗化率（%）</td><td>—
—</td><td>—
—</td><td>—
—</td><td>97.3
83.3</td><td><u>98.1</u>
92.3</td></tr>
<tr><td>人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>林道延長（m）
林野１ha 当たり林道延長（m）</td><td>4,436.6
3.9</td><td>6,531.0
7.3</td><td>8,726.7
9.8</td><td>9,411.5
4.6</td><td>9,411.5
3.5</td></tr>
<tr><td>水道普及率（%）
水洗化率（%）</td><td>—
—</td><td>—
—</td><td>—
—</td><td>97.3
83.3</td><td><u>98.4</u>
92.3</td></tr>
<tr><td>人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>10ページ</td><td>（４）地域の持続的発展の基本方針

令和３年４月１日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、施行当時は過疎地域指定の要件に該当していませんでしたが、令和２年の国勢調査の結果の発表と同時に指定の要件が緩和されたことで、令和４年４月に旧霞ヶ浦町が過疎地域として指定されました。
「グローバルに考え、ローカルに行動する」ことや「地域にあるものを徹底的に磨き上げる」取り組みは、地域の価値を生み出し続ける源となります。これまでの歩みの中で蓄積された経験や知恵を見つめなおし、外からの新たな視点も入れて地域の在り方を考え続けることで、どのように地域の価値を創生していくかを検討していく必要があります。
一方、「地域での付き合い」や「家族との同居」への煩わしさを感じ子どもたちが故郷を去る現状について、伝統を重んじながらも、地域や家族でルールや決まりを柔軟に見直し、未来志向のやり方を考えていくことが求められています。また、「スーパーに近い」「駅に近い」「お店の選択肢が多い」立地が居住地の選択において重要視されていることにおいては、住民の交通の利便性の向上が必須です。
そして、どのような取り組みにおいても、地域を愛し、将来を真剣に考え、行動を起こす人材の存在が大切です。地域に経験や知恵が蓄積され、新たな人材が生まれ育っていく自律的な仕組みが構築されることが理想であり、人口減少がこれからも長期間続くことが確実な我が国において、一人ひとりが今の自分より、もう一回り大きく活躍できる地域社会の構</td><td>（４）地域の持続的発展の基本方針

令和３年４月１日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、施行当時は過疎地域指定の要件に該当していませんでしたが、令和２年の国勢調査の結果の発表と同時に指定の要件が緩和されたことで、令和４年４月に旧霞ヶ浦町が過疎地域として指定されました。
「グローバルに考え、ローカルに行動する」ことや「地域にあるものを徹底的に磨き上げる」取り組みは、地域の価値を生み出し続ける源となります。これまでの歩みの中で蓄積された経験や知恵を見つめなおし、外からの新たな視点も入れて地域の在り方を考え続けることで、どのように地域の価値を創生していくかを検討していく必要があります。
一方、「地域での付き合い」や「家族との同居」への煩わしさを感じ子どもたちが故郷を去る現状について、伝統を重んじながらも、地域や家族でルールや決まりを柔軟に見直し、未来志向のやり方を考えていくことが求められています。また、「スーパーに近い」「駅に近い」「お店の選択肢が多い」立地が居住地の選択において重要視されていることにおいては、住民の交通の利便性の向上が必須です。
そして、どのような取り組みにおいても、地域を愛し、将来を真剣に考え、行動を起こす人材の存在が大切です。地域に経験や知恵が蓄積され、新たな人材が生まれ育っていく自律的な仕組みが構築されることが理想であり、人口減少がこれからも長期間続くことが確実な我が国において、一人ひとりが今の自分より、もう一回り大きく活躍できる地域社会の構</td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>築、高齢者が暮らしや生業の技を持って活躍し、住民ぐるみで地域の伝統文化を継承できる地域づくりが大切です。

平成 29 年 3 月に策定した第 2 次市総合計画では、「きらり輝く　湖（みず）と山（みどり）　笑顔と活気のふれあい都市　～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷かすみがうら～　」を本市の将来像とし、次の 3 つのまちづくりの基本理念を掲げ、施策を進めてきており、令和 4 年 3 月に策定した後期基本計画との整合を図るとともに、茨城県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の人口や産業、行財政の現況なども踏まえ、施策を展開していきます。

基本理念 1　豊かな自然と地域産業が共存するまち
基本理念 2　日々の暮らしを守る快適で安全なまち
基本理念 3　ともに支え成長する人材あふれる安心なまち

また、令和 2 年 3 月に策定し<u>、令和 7 年 3 月に改訂し</u>た第 2 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、次の 4 つの基本目標により、人口減少対策に関する企業誘致の取り組みの継続、移住・定住の推進や関係人口の増加などの具体的な施策を進めてまいります。

基本目標 1　<u>かすみがうら市の特色を活かして、安定した雇用を創出する</u>
基本目標 2　<u>地域の魅力を磨き、新しい人の流れをつくる</u>
基本目標 3　<u>若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</u>
基本目標 4　<u>安心な暮らしを守り、地域と地域をつなぎ、定住を促進する</u></td><td>築、高齢者が暮らしや生業の技を持って活躍し、住民ぐるみで地域の伝統文化を継承できる地域づくりが大切です。

平成 29 年 3 月に策定した第 2 次市総合計画では、「きらり輝く　湖（みず）と山（みどり）　笑顔と活気のふれあい都市　～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷かすみがうら～　」を本市の将来像とし、次の 3 つのまちづくりの基本理念を掲げ、施策を進めてきており、令和 4 年 3 月に策定した後期基本計画との整合を図るとともに、茨城県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の人口や産業、行財政の現況なども踏まえ、施策を展開していきます。

基本理念 1　豊かな自然と地域産業が共存するまち
基本理念 2　日々の暮らしを守る快適で安全なまち
基本理念 3　ともに支え成長する人材あふれる安心なまち

また、令和 2 年 3 月に策定した第 2 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、次の 4 つの基本目標により、人口減少対策に関する企業誘致の取り組みの継続、移住・定住の推進や関係人口の増加などの具体的な施策を進めてまいります。

基本目標 1　<u>稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする</u>
基本目標 2　<u>地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</u>
基本目標 3　<u>結婚・出産・子育ての希望をかなえる</u>
基本目標 4　<u>ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</u></td></tr>
<tr><td>11 ～ 12 ページ</td><td>（５）地域の持続的発展のための基本目標
<table><tr><th>目標指標</th><th>基準値</th><th>目標値（<u>令和 12 年</u>）</th></tr><tr><td>全市人口</td><td>40,087 人（R2 国勢調査）</td><td><u>38,442 人</u></td></tr><tr><td>社会増減</td><td>34 人（R2）</td><td>人口移動均衡</td></tr><tr><td>出生率</td><td>1.41（H25～H29</td><td>1.80
（希望出生率）</td></tr></table></td><td>（５）地域の持続的発展のための基本目標
<table><tr><th>目標指標</th><th>基準値</th><th>目標値（<u>令和 7 年</u>）</th></tr><tr><td>全市人口</td><td>40,087 人（R2 国勢調査）</td><td><u>39,803 人</u></td></tr><tr><td>社会増減</td><td>34 人（R2）</td><td>人口移動均衡</td></tr><tr><td>出生率</td><td>1.41（H25～H29</td><td>1.80
（希望出生率）</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>の
特殊出生率）</td><td></td></tr>
<tr><td>本市に住み続けたい（ずっと住みたい・当分の間住みたい）市民の割合（霞ヶ浦中地区）</td><td>71.3%
（R3 市民アンケート）</td><td>80.0%</td></tr>
</table>

令和 2 年 3 月策定の「かすみがうら市人口ビジョン」における目指す施策誘導計の人口は、人口減少対策の取り組みを進めることで、2060 年（令和 42 年）の人口 30,024 人を目指すとされています。この展望に基づき、本計画の最終年である<u>令和 12 年度</u>の目標人口を<u>38,442 人</u>と定めます。
令和 2 年中の人口移動は、転入が 1,639 人で転出が 1,605 人であったことから、社会増減が転入超過（34 人）の傾向にあり、合計特殊出生率は、「平成 25 年～平成 29 年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」（厚生労働省）で 1.41 という現状です。いずれも人口ビジョンの目標と整合を図り、<u>令和 12 年</u>の目標値として、社会増減を「人口移動均衡」に、希望出生率を「1.80」と定めます。
また、定住意向については、全市平均が 74.1%であるのに対し、霞ヶ浦中学校地区の平均は 71.3%と全市平均を下回っており、自然環境をまもり・いかすまちづくりとともに、生活利便性を向上させ、定住に対する魅力創出に努めます。

（７）計画期間
計画期間は<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>から<u>令和 13 年 3 月 31 日</u>までの<u>5 か年</u>とします。</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>の
特殊出生率）</td><td></td></tr>
<tr><td>本市に住み続けたい（ずっと住みたい・当分の間住みたい）市民の割合（霞ヶ浦中地区）</td><td>71.3%
（R3 市民アンケート）</td><td>80.0%</td></tr>
</table>

令和 2 年 3 月策定の「かすみがうら市人口ビジョン」における目指す施策誘導計の人口は、人口減少対策の取り組みを進めることで、2060 年（令和 42 年）の人口 30,024 人を目指すとされています。この展望に基づき、本計画の最終年である<u>令和 7 年度</u>の目標人口を<u>39,803 人</u>と定めます。
令和 2 年中の人口移動は、転入が 1,639 人で転出が 1,605 人であったことから、社会増減が転入超過（34 人）の傾向にあり、合計特殊出生率は、「平成 25 年～平成 29 年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」（厚生労働省）で 1.41 という現状です。いずれも人口ビジョンの目標と整合を図り、<u>令和 7 年</u>の目標値として、社会増減を「人口移動均衡」に、希望出生率を「1.80」と定めます。
また、定住意向については、全市平均が 74.1%であるのに対し、霞ヶ浦中学校地区の平均は 71.3%と全市平均を下回っており、自然環境をまもり・いかすまちづくりとともに、生活利便性を向上させ、定住に対する魅力創出に努めます。

（７）計画期間
計画期間は<u>令和 4 年 4 月 1 日</u>から<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>までの<u>4 か年</u>とします。</td></tr>
<tr><td>12 ～ 13 ページ</td><td>（８）公共施設等総合管理計画との整合
<u>令和 7 年 3 月</u>に策定した<u>かすみがうら市公共施設等マネジメント計画第Ⅱ期基本計画及び第Ⅱ期実行計画（公共施設等総合管理計画）</u>で掲げた<u>3 つ</u>の基本方針に基づき、本計画との整合性を図り事業を進めてまいります。

市公共施設等マネジメント計画の基本方針
<u>将来の人口規</u>　施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正</td><td>（８）公共施設等総合管理計画との整合
<u>平成 27 年 3 月</u>に策定した<u>かすみがうら市公共施設等マネジメント計画（公共施設等総合管理計画）</u>で掲げた基本理念「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」と<u>4 つ</u>の基本方針に基づき、本計画との整合性を図り事業を進めてまいります。

市公共施設等マネジメント計画の基本方針
<u>総量縮減と機</u>　施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正</td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

ページ	新（変更後）	旧（変更前）
	模と財政の見通しに応じた公共施設総量の適正化　配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。 市民ニーズを踏まえた施設の集約化・複合化による公共サービスの向上　施設の大規模改修の時期や更新の時期において、市民ニーズを踏まえた施設の集約化・複合化等を検討し、公共サービスの維持・向上を図ります。 施設の安全性・機能性の確保と長寿命化　予防保全型の維持管理への転換等により、施設の安全性と機能性を確保するとともに、長寿命化による更新等費用の縮減・平準化を図ります。	能複合化　配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。 まちづくりとの連動　施設の再編やインフラの整備において、将来のまちづくりと連動するとともに、広域的な連携も含め、機能的なまちづくりを目指します。 施設保全の適正化　これまでの事後保全による施設の維持管理から、財政負担の軽減や平準化を目的とした計画的な予防保全の手法に転換し、機能の長寿命化の推進や、安心安全の確保に努めます。 効率的・効果的な管理運営　施設使用料収入の確保と維持管理コスト縮減、民間ノウハウや資金の活用等により、効率的・効果的な管理運営、資産の有効活用に努めます。
14ページ	（１）現状と問題点 ア　移住・定住 移住定住希望者の増加を目指し、婚姻等に伴う新生活を経済的に支援するため、住宅取得費用や住宅リフォーム費用に対する補助金制度及び東京圏からの移住者に対する支援金制度を整備しました。併せて関係人口を増やしていくため、ふるさと回帰支援センターとの連携による説明会・相談会、ワーケーションや観光事業等からのアプローチなどに取り組みました。 また、本市における外国人の人口は、企業や農業研修生の受け入れなどにより年々増加傾向にあり、お互いを理解し、連携・協力し合って暮らしていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があることから、令和４年４月には市国際交流協会が発足されています。 こうした移住・定住促進のための制度や仕組みは整備されてきており、今後はこれらを拡充しながら継続的な取り組みとしていく必要があります。	（１）現状と問題点 ア　移住・定住 移住定住者の増加を目指し、移住者を対象とした住宅取得や家賃、生活支援金等の各種補助金・支援金制度を整備しました。併せて関係人口を増やしていくため、田舎暮らし志向の人を対象とした定期的な情報提供「かすふる通信」や回帰支援センターとの連携による説明会・相談会、ワーケーションや観光事業等からのアプローチなどに取り組みました。 また、結婚を本人やその家族だけではなく、地域全体の問題と捉え、移住・定住促進の観点から、平成30年４月に婚活サポートセンターを開設し、総合的に結婚支援を推進してきました。 さらに、本市における外国人の人口は、企業や農業研修生の受け入れなどにより年々増加傾向にあり、お互いを理解し、連携・協力し合って暮らしていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があることから、令和４年４月には市国際交流協会が発足しました。 こうした移住・定住促進のための制度や仕組みは整備されてきており、今後はこれらを拡充しながら継続的な取り組みとしていく必要があります。
14 ～ 15ページ	（２）その対策 ア　移住・定住 ・移住定住希望者向けの住まいや子育て・教育等の支援策をまとめたチラシの作成や、ふるさと回帰支援センターとの連携による移住希望者向けの説明会・面談会を活用するなど積極的にPRしていきます。	（２）その対策 ア　移住・定住 ・定住につながるきっかけとして、結婚支援事業と他の支援メニューを連携できる仕組みづくりを進めます。 ・新築住宅の建築・購入、中古住宅の購入など、住宅取得支援を継続し

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>
・民間によるバス等の公共交通の維持と自治体による公共交通の利便性の推進を図ります。
・日本語指導ボランティアを増やし、外国人市民が日本語を学べる場を提供します。

イ　地域間交流
・本市の自然環境の成り立ちや地形・地質を活かした産業、歴史や文化を市内外の方に紹介する企画展等の事業を展開します。

（３）計画
事業計画（令和８年度～令和 12 年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td><td>(4)過疎地域持続的発展特別事業
移住・定住
地域間交流
人材育成
その他</td><td>企画調整事業
移住定住促進事業
都市計画調整事業
ジオパーク推進事業
観光サイクリング事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
ていきます。
・移住者向けの住まいや子育て・教育等の支援策をまとめたチラシの作成や、市外在住の登録者に市の情報を定期的に送付する「かすふる通信」、回帰支援センターとの連携による移住希望者向けの説明会・面談会を活用するなど積極的に PR していきます。
・鉄道を利用して遠距離通学する大学生等の保護者の経済的負担を軽減することで、教育機会の均衡を図り転出を抑制します。
・民間によるバス等の公共交通の維持と自治体による公共交通の利便性の推進を図ります。
・日本語指導ボランティアを増やし、外国人市民が日本語を学べる場を提供します。

イ　地域間交流
・歴史博物館を改修するなどし、本市の自然環境の成り立ちや地形・地質を活かした産業、歴史や文化を市内外の方に紹介する企画展等の事業を展開します。

（３）計画
事業計画（令和４年度～令和７年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td><td>(4)過疎地域持続的発展特別事業
移住・定住
地域間交流
人材育成</td><td>企画調整事業
移住定住・結婚支援事業
都市計画調整事業
ジオパーク推進事業
観光サイクリング事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

ページ	新（変更後）	旧（変更前）
		その他
16ページ	ア　農業 2020 年農林業センサスによると、本市の農家戸数は 2,072 戸、農業経営耕地面積は 2,741ha で、5 年前に比べて戸数が 288 戸減少し、耕地面積が 379ha 減少しています。うち、霞ヶ浦地区の農家戸数は 1,221 戸で 5 年前に比べ 204 件もの減少がみられました。 農業の担い手の高齢化、遊休農地の増加や有害鳥獣による作物被害など、経営において様々な課題が出ています。農業従事者の減少は、農村コミュニティの維持に影響を及ぼし、根本的な対策が求められます。	ア　農業 2020 年農林業センサスによると、本市の農家戸数は 2,072 戸、農業経営耕地面積は 2,741 ㎡で、5 年前に比べて戸数が 288 戸減少し、耕地面積が 378 ㎡減少しています。うち、霞ヶ浦地区の農家戸数は 1,221 戸で 5 年前に比べ 204 件もの減少がみられました。 農業の担い手の高齢化、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による作物被害、新型コロナウイルス感染症の影響による外食・観光需要の減少など、経営において様々な課題が出ています。農業従事者の減少は、農村コミュニティの維持に影響を及ぼし、根本的な対策が求められます。
17ページ	オ　観光・レクリエーション 本市には、山と湖の対照的な景色や多くの歴史的遺産、観光資源を有しており、地域ブランド「湖山の宝」の活用、果物狩りや帆引き船操業、各種イベント開催などによって魅力を PR してきました。霞ヶ浦地区の歩崎公園については、地域に賑わいと経済的な活力がもたらされることを目指した、具体的な観光プログラム「歩崎地域観光振興アクションプラン」を平成 31 年 2 月に策定し、宿泊施設や桟橋の整備などの観光振興に取り組んできました。 需要が拡大するインバウンドを呼び込むにあたり、サービスや伝えたい情報の質を向上することが必要であるほか、急速な IT 化への対応や歩崎公園などの観光拠点の老朽化した施設の改善などが必要になっています。 ウ　企業誘致、起業の促進 ・新たな企業を誘致するために必要な工業団地の整備を見据え、産業の動向や企業ニーズの整理を行い、産業の振興、雇用機会の拡大及び生産環境の向上を図ります。 ・市内での創業や、新事業・新分野への進出、または既存の事業を引き継いだ場合等に必要な費用を支援し、産業の振興、新規雇用の創出、経営基盤の強化・安定化に向けた支援を進めます。 ・茨城県や商工会、地元金融機関等、各種支援機関と連携し、ビジネスプランの構築や事業計画の作成、資金調達支援など、円滑な創業等に向けた支援に努めます。	オ　観光・レクリエーション 本市には、山と湖の対照的な景色や多くの歴史的遺産、観光資源を有しており、地域ブランド「湖山の宝」の活用、果物狩りや帆引き船操業、各種イベント開催などによって魅力を PR してきました。霞ヶ浦地区の歩崎公園については、地域に賑わいと経済的な活力がもたらされることを目指した、具体的な観光プログラム「歩崎観光振興アクションプラン」を平成 31 年 2 月に策定し、宿泊施設や桟橋の整備などの観光振興に取り組んできました。 ウィズコロナ・ポストコロナにより従来型の大規模イベント開催による観光のあり方が見直しを迫られているほか、急速な IT 化への対応や歩崎公園などの観光拠点の老朽化した施設の改善などが必要になっています。 ウ　企業誘致、起業の促進 ・新たな企業を誘致するために必要な工業団地の整備を見据え、産業の動向や企業ニーズの整理を行い、産業の振興、雇用機会の拡大及び生産環境の向上を図ります。 ・市内での創業や、新事業・新分野への進出、または既存の事業を引き継いだ場合等に必要な費用を支援し、産業の振興、新規雇用の創出、経営基盤の強化・安定化に向けた支援を進めます。 ・茨城県や商工会、地元金融機関等、各種支援機関と連携し、ビジネスプランの構築や事業計画の作成、資金調達支援など、円滑な創業等に向けた支援に努めます。 ・テレワーク、サテライトオフィスなどをはじめ、多様な働き方を実現

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td><u>できる場所の整備を支援します。併せて、かすみがうら版ワーケーションプランを通して、場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。</u></td></tr>
<tr><td>18ページ</td><td>オ　観光・レクリエーション
・霞ヶ浦周辺サイクリングの PR と併せ、サイクリングロードの整備や休憩所（トイレ等）の整備、自転車利活用の動機づけとなる観光サイクルサービスを推進します。
・交流センターや古民家江口屋等の観光拠点施設での飲食や宿泊サービスを通じた滞在型観光を推進します。また、老朽化した観光施設の整備と魅力的な観光拠点づくりを計画的に行っていきます。
・サイン整備などによる施設への誘致を促進します。
・屋外ステージ設置により、各種イベントを計画的に行っていきます。</td><td>オ　観光・レクリエーション
・霞ヶ浦周辺サイクリングの PR と併せ、サイクリングロードの整備や休憩所（トイレ等）の整備、自転車利活用の動機づけとなる観光サイクルサービスを推進します。
・交流センターや古民家江口屋等の観光拠点施設での飲食や宿泊サービスを通じた滞在型観光を推進します。また、老朽化した観光施設の整備と魅力的な観光拠点づくりを計画的に行っていきます。
<u>・ウィズコロナ・ポストコロナに対応した個別型・分散型・小規模型の観光形態で実施します。</u>
・サイン整備などによる施設への誘致を促進します。
・屋外ステージ設置により、各種イベントを計画的に行っていきます。</td></tr>
<tr><td>18 ～ 19ページ</td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和８年度～令和 12 年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">２　産業の振興</td><td>(1)基盤整備
農 業
水 産 業</td><td>農業振興事業
県単土地改良事業
水産振興事業</td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)企業誘致</td><td>企業立地促進事業</td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td>(9)観光又はレクリエーション</td><td>歩崎公園管理運営事業
歩崎公園整備事業
交流センター管理運営事業
水族館管理運営事業
あゆみ庵管理運営事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和４年度～令和７年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">２　産業の振興</td><td>(1)基盤整備
農 業
水 産 業</td><td>農業振興事業
県単土地改良事業
水産振興事業</td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)企業誘致</td><td>企業立地促進事業</td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td>(9)観光又はレクリエーション</td><td>歩崎公園管理運営事業
歩崎公園整備事業
交流センター管理運営事業
水族館管理運営事業
あゆみ庵管理運営事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

ページ	新（変更後）					旧（変更前）				
			艇庫管理運営事業 **<u>インバウンド事業</u>**					**<u>農村環境改善センター管理運営事業</u>** 艇庫管理運営事業		
		(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業 商工業・６次産業化 観光 企業誘致 その他	農業振興事業(再掲) 園芸振興事業 畜産振興事業 有害鳥獣対策事業 米政策推進事業 土地改良助成事業 農地維持･資源向上対策事業 水産振興事業(再掲) 商工振興事業 創業支援事業 ふるさと応援事業 企業立地促進事業（再掲） 観光 PR 推進事業 シティプロモーション事業 歩崎公園管理運営事業（再掲） 交流センター管理運営事業（再掲） 水族館管理運営事業（再掲）	市			(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業 商工業・６次産業化 観光 企業誘致 その他	農業振興事業(再掲) 園芸振興事業 畜産振興事業 有害鳥獣対策事業 米政策推進事業 土地改良助成事業 農地維持･資源向上対策事業 水産振興事業(再掲) 商工振興事業 創業支援事業 ふるさと応援事業 企業立地促進事業（再掲） 観光 PR 推進事業 シティプロモーション事業 歩崎公園管理運営事業（再掲） 交流センター管理運営事業（再掲） 水族館管理運営	市	

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>あゆみ庵管理運営事業（再掲）
艇庫管理運営事業（再掲）
観光交流推進事業
観光サイクリング事業（再掲）
<u>インバウンド事業（再掲）</u></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（４）産業振興促進事項
ア　産業振興促進区域及び振興すべき業種
<table>
<tr><th>産業振興促進区域</th><th>業　種</th><th>計画期間</th><th>事業主体</th></tr>
<tr><td>旧霞ヶ浦町全域</td><td>製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業</td><td><u>令和８年４月１日～
令和13年３月31日</u></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>事業（再掲）
あゆみ庵管理運営事業（再掲）
<u>農村環境改善センター管理運営事業（再掲）</u>
艇庫管理運営事業（再掲）
観光交流推進事業
観光サイクリング事業（再掲）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（４）産業振興促進事項
ア　産業振興促進区域及び振興すべき業種
<table>
<tr><th>産業振興促進区域</th><th>業　種</th><th>計画期間</th><th>事業主体</th></tr>
<tr><td>旧霞ヶ浦町全域</td><td>製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業</td><td><u>令和４年４月１日～
令和８年３月31日</u></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>21ページ</td><td>（１）現況と問題点
新たな日常に対応する住民サービスの提供のため、積極的なデジタル技術の活用が有効になっています。今後は自治体DXを推進し、スマート自治体への変革を図っていく必要があります。
災害時の多様化・高度化する情報ニーズに対応するため、行政アプリ機能を活用した情報伝達を図る必要があります。災害時の拠点施設ともなる市役所庁舎では、WiFi（公衆無線LAN）を整備しており、災害発生時の情報収集のツールとしても活用しています。
マイナンバーについては、コンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書<u>及び所得証明書等</u>の取得が可能となっています。</td><td>（１）現況と問題点
<u>新型コロナウイルス感染症の影響により、</u>新たな日常に対応する住民サービスの提供のため、積極的なデジタル技術の活用が有効になっています。今後は自治体DXを推進し、スマート自治体への変革を図っていく必要があります。
災害時の多様化・高度化する情報ニーズに対応するため、行政アプリ機能を活用した情報伝達を図る必要があります。災害時の拠点施設ともなる市役所庁舎では、WiFi（公衆無線LAN）を整備しており、災害発生時の情報収集のツールとしても活用しています。
マイナンバーについては、コンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書の取得が可能となっています。</td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>（２）その対策
・デジタル技術等を活用して自治体 DX の推進を図り、システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、セキュリティ対策の徹底、デジタル基盤の整備などに取り組みます。
・電子申告<u>や電子申請</u>の利用を促進し利便性向上に努めます。
・緊急災害時の迅速・確実な情報伝達に努めるため、防災行政無線の維持を図るとともに、災害時要配慮者や情報弱者などに対する確実な情報伝達手段の確保に努めます。</td><td>（２）その対策
・デジタル技術等を活用して自治体 DX の推進を図り、システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、セキュリティ対策の徹底、デジタル基盤の整備などに取り組みます。
・電子申告の利用を促進し利便性向上に努めます。
・緊急災害時の迅速・確実な情報伝達に努めるため、防災行政無線の維持を図るとともに、災害時要配慮者や情報弱者などに対する確実な情報伝達手段の確保に努めます。</td></tr>
<tr><td>21 ～ 22 ページ</td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和８年度～令和 12 年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>３　地域における情報化</td><td>(1)電気通信施設等情報化のための施設
防災行政用無線施設
その他の情報化のための施設
その他</td><td>災害対策事業
<u>情報環境管理運営事業</u></td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和４年度～令和７年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>３　地域における情報化</td><td>(1)電気通信施設等情報化のための施設
防災行政用無線施設
その他の情報化のための施設
その他</td><td>災害対策事業
<u>電子自治体推進事業</u></td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>(2)過疎地域持続的発展特別事業
情報化
デジタル技術活用
その他</td><td><u>情報環境管理運営事業（再掲）</u>
広報事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>(2)過疎地域持続的発展特別事業
情報化
デジタル技術活用
その他</td><td><u>電子自治体推進事業（再掲）</u>
広報事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>23ページ</td><td>イ　交通
霞ヶ浦地区において、行方市から霞ヶ浦地区を通り土浦駅をつなぐ霞ヶ浦広域バスを運行しており、通勤通学や買い物、通院等でのニーズの高い路線となっています。また、デマンド型乗合タクシーの運行やタクシー利用料金助成事業による助成券の交付、高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の回数乗車券の交付などを行っています。
<u>一方、運行本数や運行時間帯が生活実態に必ずしも合致していない地域があり、自家用車に依存せざるを得ない状況が見られます。</u>
<u>また、人口減少や高齢化の進行により利用者数の伸び悩みが懸念される中、運行経費の増加や財政負担の継続性が課題となっており、効率的で持続可能な公共交通体系の構築が求められています。</u></td><td>イ　交通
霞ヶ浦地区において、行方市から霞ヶ浦地区を通り土浦駅をつなぐ霞ヶ浦広域バスを運行しており、通勤通学や買い物、通院等でのニーズの高い路線となっています。また、デマンド型乗合タクシーの運行やタクシー利用料金助成事業による助成券の交付、高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の回数乗車券の交付などを行っています。</td></tr>
<tr><td>24 ～ 25ページ</td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和８年度～令和 12 年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
</table>
</td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和４年度～令和７年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

ページ	新（変更後）					旧（変更前）				
	4　交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(1) 市町村道 道路 橋りょう その他	市道整備事業 ◇道路改良 市道 2535 号線 市道 5011 号線 市道 7483 号線 市道 8459 号線 市道 4176 号線 市道 0103 号線 市道 6488 号線 市道 2336 号線 市道 3295 号線 **市道 2558 号線** **市道 1006 号線** ◇道路舗装新設 市道 3414 号線 市道 8178 号線 市道 3412 号線 市道 3416 号線 ◇道路舗装補修 市道 0211 号線 市道 0215 号線 市道 6505 号線 市道 7034 号線 市道 7486 号線 市道 0105 号線 市道 0108 号線 市道 0109 号線 市道 1110 号線 市道 7046 号線 市道 7497 号線 市道 0107 号線 市道 2599 号線 **市道 3046 号線** **市道 2594 号線** ◇道路排水整備	市			4　交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(1) 市町村道 道路 橋りょう その他	市道整備事業 ◇道路改良 市道 2535 号線 **（第 2020 号橋）** 市道 5011 号線 市道 7483 号線 市道 8459 号線 市道 4176 号線 市道 0103 号線 市道 6488 号線 市道 2336 号線 市道 3295 号線 ◇道路舗装新設 市道 3414 号線 市道 8178 号線 市道 3412 号線 市道 3416 号線 ◇道路舗装補修 市道 0211 号線 市道 0215 号線 市道 6505 号線 市道 7034 号線 市道 7486 号線 市道 0105 号線 市道 0108 号線 市道 0109 号線 市道 1110 号線 市道 7046 号線 市道 7497 号線 市道 0107 号線 市道 2599 号線 **市道 7486 号線** ◇道路排水整備 市道 1049 号線 市道 0104 号線	市		

ページ	新（変更後）					旧（変更前）				
			市道 1049 号線 市道 0104 号線 市道 1042 号線 市道 3334 号線 市道 6259 号線 市道 3378 号線 市道 0212 号線 **市道 1032 号線** **市道 1038 号線** 道路維持管理事業 ◇橋梁補修 第 7005 号橋 第 8005 号橋 道路維持補修事業 橋梁維持補修事業 河川維持管理事業 自転車道整備事業					市道 1042 号線 市道 3334 号線 市道 6259 号線 市道 3378 号線 市道 0212 号線 道路維持管理事業 ◇橋梁補修 第 7005 号橋 第 8005 号橋 道路維持補修事業 橋梁維持補修事業 河川維持管理事業 自転車道整備事業		
		(2)農道	県単土地改良事業（再掲）	市		(2)農道	県単土地改良事業（再掲）	市	
		(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	公共交通対策事業	市		(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	公共交通対策事業	市	

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

ページ	新（変更後）	旧（変更前）
27ページ	イ　汚水処理施設及び排水施設 オ　消防防災体制及び施設 本市は、千代田地区に消防本部・西消防署が、霞ヶ浦地区に東消防署が配置されており、地域住民の安全安心のため、市民への防災意識の高揚を図り、社会情勢を踏まえた地域ぐるみの防災体制を確立する必要があります。	イ　下水処理施設 オ　消防防災体制及び施設 本市は、千代田地区に消防本部・西消防署が、霞ヶ浦地区に東消防署が配置されており、老朽化する施設の方向性について検討を進め、地域住民の安全安心のため、市民への防災意識の高揚を図り、社会情勢を踏まえた地域ぐるみの防災体制を確立する必要があります。
28ページ	ア　水道施設 ・安定した企業経営の実現に向け、茨城県企業局を核とする水道事業の広域連携へ加入し、水道利用者に安全な水の安定供給を目指します。 ・水道施設の計画的な更新及び漏水調査などにより有収率の向上を図り安定した水を届けます。 ・霞ヶ浦浄水場については、令和４年度から更新工事を行っており、主要設備を中心に更新することで、安全で強靭な水道事業を継続していきます。 イ　汚水処理施設及び排水施設 ・地域の実情に応じて、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設のうち、最も適した整備手法を選択して整備を進める。 ・施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント計画及び最適整備構想を基に、計画的・効率的な維持管理及び改築を進めるとともに施設の耐震化を勧めます。また、施設の統廃合による広域化・共同化を推進します。 ・公共用水域の水質保全のため、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進し、水質汚濁の防止に努めます。 ・近年の異常気象に対応するため、雨水幹線整備や調整池整備など雨水排水対策の計画的な整備を推進します。	ア　水道施設 ・水道施設の計画的な更新及び漏水調査などにより有収率の向上を図り安定した水を届けます。 ・霞ヶ浦浄水場については、令和４年度から更新工事を行っており（令和９年度完了見込み）、主要設備を中心に更新することで、安全で強靭な水道事業を継続していきます。 イ　下水処理施設 ・費用対効果を分析した効率的な下水道整備を進めるとともに、一部下水道区域から高度処理型浄化槽区域への見直しを検討します。 ・ストックマネジメント計画及び最適整備構想を基に、施設の広域化・共同化を推進するとともに、施設の長寿命化を図るため計画的・効率的な維持管理及び改築を進めます。 ・公共用水域の水質保全のため、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進し、水質汚濁の防止に努めます。 ・近年の異常気象に対応するため、雨水幹線整備や調整池整備など雨水排水対策の計画的な整備を推進します。
29 ～ 30ページ	キ　環境美化 ・地域住民のごみに対する意識高揚を図るとともに、エコガーディアンズ、環境保全監視員による監視、さらに監視カメラの活用などにより不法投棄を未然に防ぎます。また、まちづくり活動に取り組む地元ボランティアの活動を支援してまいります。	キ　環境美化 ・地域住民のごみに対する意識高揚を図るとともに、廃棄物不法投棄監視員、環境保全監視員による監視、さらに監視カメラの活用などにより不法投棄を未然に防ぎます。また、まちづくり活動に取り組む地元ボランティアの活動を支援してまいります。

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

ページ	新（変更後）	旧（変更前）

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備　考
５　生活環境の整備	(1)水道施設 上水道 簡易水道 その他	配水施設工事事業 浄水場施設事業	市	
	(2)汚水処理施設及び排水施設 公共下水道 農村集落排水施設 地域し尿処理施設 その他	公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水道整備事業 農業集落排水整備事業 雨水整備事業 流域下水道建設負担金事業 浄化槽整備事業 水質保全対策事業	市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設 その他	一般廃棄物処理事業 湖北環境衛生組合運営事業	市	
	(4)火葬場	火葬場運営事業	市	

（３）計画

事業計画（令和４年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備　考
５　生活環境の整備	(1)水道施設 上水道 簡易水道 その他	配水施設工事事業 浄水場施設事業	市	
	(2)下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 地域し尿処理施設 その他	公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水道整備事業 農業集落排水整備事業 雨水整備事業 流域下水道建設負担金事業 水質保全対策事業	市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設 その他	一般廃棄物処理事業 湖北環境衛生組合運営事業	市	
	(4)火葬場	火葬場運営事業	市	

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>(5)消防施設</td><td><u>常備消防事業</u></td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(7)過疎地域持続的発展特別事業
生活環境
防災・防犯
その他</td><td>交通安全対策事業
地域安全対策事業
環境美化推進事業
環境保全推進事業
廃棄物対策事業
災害対策事業(再掲)
市民協働事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>(5)消防施設</td><td><u>消防車両整備事業</u>
<u>消防水利整備事業</u>
<u>消防施設整備事業</u></td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(7)過疎地域持続的発展特別事業
生活環境
防災・防犯
その他</td><td>交通安全対策事業
地域安全対策事業
環境美化推進事業
環境保全推進事業
廃棄物対策事業
災害対策事業(再掲)
市民協働事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>31ページ</td><td>（１）現況と問題点
ア　子育て環境の確保
全国的な少子化傾向が進む中、本市では<u>令和６年度</u>の出生数は<u>169人</u>（死亡者数<u>639人</u>）と厳しい状況となっています。共働きの子育て世代の増加、就労形態や生活スタイルの多様化、核家族化の進展や地域社会における人と人とのつながりが希薄になる中、引き続き、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安や負担の軽減を図り、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、次代の社会を担う子どもが地域で安心して健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。
本市では、<u>令和７年</u>３月に<u>かすみがうら市子ども計画</u>を策定し、今後も関係機関と連携しながら、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進を図る必要があります。

イ　高齢者の保健と福祉
本市の65歳以上の高齢者人口は、令和４年４月現在13,040人、高齢化率は32.1%、うち霞ヶ浦地区では、5,914人で、高齢化率は40.0%とな</td><td>（１）現況と問題点
ア　子育て環境の確保
全国的な少子化傾向が進む中、本市では<u>令和３年度</u>の出生数は<u>183人</u>（死亡者数<u>560人</u>）と厳しい状況となっています。共働きの子育て世代の増加、就労形態や生活スタイルの多様化、核家族化の進展や地域社会における人と人とのつながりが希薄になる中、引き続き、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安や負担の軽減を図り、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、次代の社会を担う子どもが地域で安心して健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。
本市では、<u>令和２年</u>３月に<u>第２期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画</u>を策定し、今後も関係機関と連携しながら、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進を図る必要があります。

イ　高齢者の保健と福祉
本市の65歳以上の高齢者人口は、令和４年４月現在13,040人、高齢化率は32.1%、うち霞ヶ浦地区では、5,914人で、高齢化率は40.0%とな</td></tr>
</table>

ページ	新（変更後）	旧（変更前）
	っています。 　高齢化の進展に伴い、援護を必要とする高齢者にあっては、地域での生活を社会全体で支えながら、それぞれの地域の中で、生きがいを持って充実した生活が送れるよう、支援していく必要があります。 　現在、健康状態不明者を訪問し、医療機関受診を促すことにより、健康障害の早期発見につなげる対策を行っています。また、健康診断未受診者対し、受診勧奨を実施することにより、令和６年度の後期高齢者健康診査は 23.2%と令和４年度に比べ 3.5 ポイント上昇しています。高齢者の健康寿命を延ばすために、継続して対策を実施していく必要があります。 ウ　障害者の保健と福祉 　本市の障害者の人数は令和７年４月現在において 2,049 人で、本市人口の 5.1%となっています。本市では、令和６年３月にかすみがうら市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、法・制度改正に対応した各種施策を展開しています。 　近年は、障害のある人を取り巻く環境や自身の意識の変化などを踏まえ、障害のある人もない人も分け隔てなく共生社会の実現に向けて、支援やサービスなどの情報提供、相談しやすい環境整備などが求められています。 エ　その他の福祉 　多様化する福祉ニーズに対応していくため、健康増進拠点であるかすみがうらウエルネスプラザなどを活用した各種サービスの提供体制を図る必要があります。	っています。 　高齢化の進展に伴い、援護を必要とする高齢者にあっては、地域での生活を社会全体で支えながら、それぞれの地域の中で、生きがいを持って充実した生活が送れるよう、支援していく必要があります。 　また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などもあり、健康診査や病院診療の受診率が低迷しており、未受診者や要治療者に受診を勧めるなどの対策が課題となっています。 ウ　障害者の保健と福祉 　本市の障害者の人数は令和 4 年 3 月末時点において 1,945 人で、本市人口の 4.8%となっています。本市では、令和 3 年 3 月にかすみがうら市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、法・制度改正に対応した各種施策を展開しています。 　近年は、障害のある人を取り巻く環境や自身の意識の変化などを踏まえ、障害のある人もない人も分け隔てなく共生社会の実現に向けて、支援やサービスなどの情報提供、相談しやすい環境整備などが求められています。 エ　その他の福祉 　多様化する福祉ニーズに対応していくため、地域福祉活動拠点である霞ヶ浦コミュニティセンターや健康増進拠点であるかすみがうらウエルネスプラザなどを活用した各種サービスの提供体制を図る必要があります。
32 ページ	イ　高齢者の保健と福祉 ・霞ヶ浦地区地域包括支援センターや千代田地区地域包括支援センター、を運営する関係機関等との連携を強化し、日常生活に課題を抱える高齢者等の支援に努めます。 ・要援護高齢者の把握と災害時の適切な支援体制の整備を図り、独居高齢者が安心して自宅で過ごせるように、緊急通報装置等を貸与し、緊急時等の対応を図ります。 ・高齢者が充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターや老人クラブを支援するとともに、地域や世代間の交流を充実させ、高齢者の社会参加を促進します。 ・かすみがうら市健康増進計画（健康かすみがうら 21）に基づき、心身	イ　高齢者の保健と福祉 ・市地域包括支援センターを中心として、霞ヶ浦地区地域包括支援センターや地域ケアシステム、在宅介護支援センターを運営する関係機関等との連携を強化し、日常生活に課題を抱える高齢者等の支援に努めます。 ・要援護高齢者の把握と災害時の適切な支援体制の整備を図り、一人暮らし高齢者等に対しては緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応を図ります。 ・高齢者が充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターや老人クラブを支援するとともに、地域や世代間の交流を充実させ、高齢者の社会参加を促進します。

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>ともに健康で長生きするための施策を総合的に推進します。
・ウエルネスプラザを主体として、医療機関や<u>関係機関</u>と連携し、トレーニングルームの活用や特色ある健康教室等の開催を通じて健康への自主的な取り組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。</td><td>・かすみがうら市健康増進計画（健康かすみがうら 21）に基づき、心身ともに健康で長生きするための施策を総合的に推進します。
・ウエルネスプラザを主体として、医療機関や<u>指定管理者</u>と連携し、トレーニングルームの活用や特色ある健康教室等の開催を通じて健康への自主的な取り組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。</td></tr>
<tr><td>33ページ</td><td>エ　その他の福祉
・<u>かすみがうらウエルネスプラザ</u>利用者が快適に安全に活用できるよう管理運営に努め、高齢者や障害者、子育て中の保護者など誰もが安心して活動ができるよう施設の充実を図ります。

（３）計画
事業計画（<u>令和８年度～令和 12 年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td><td>(1)児童福祉施設
保育所</td><td>放課後児童健全育成事業</td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td>(7)市町村保健センター及びこども家庭センター</td><td><u>後期高齢者医療事業</u>
<u>健康福祉等管理運営事業</u>
<u>特定健康診査等に要する経費</u></td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td><td>エ　その他の福祉
・<u>霞ヶ浦コミュニティセンター</u>利用者が快適に安全に活用できるよう管理運営に努め、高齢者や障害者、子育て中の保護者など誰もが安心して活動ができるよう施設の充実を図ります。

（３）計画
事業計画（<u>令和４年度～令和７年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td><td>(1)児童福祉施設
保育所</td><td><u>第一保育所管理運営事業</u>
放課後児童健全育成事業
<u>保育施設整備補助事業</u></td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td><u>(3)高齢者福祉施設</u>
<u>高齢者生活福祉センター</u>
<u>老人福祉センター</u>
<u>その他</u></td><td><u>コミュニティ施設管理事業</u></td><td><u>市</u></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>(8)過疎地域持続的発展特別事業
児童福祉
高齢者・障害者福祉</td><td>障害者地域生活支援事業
要援護高齢者等対策事業
子育て支援事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>(7)市町村保健センター及びこども家庭センター</td><td><u>ウエルネスプラザ管理運営事業
保健センター管理事業</u></td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(8)過疎地域持続的発展特別事業
児童福祉
高齢者・障害者福祉</td><td>障害者地域生活支援事業
要援護高齢者等対策事業
子育て支援事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>34ページ</td><td>
（１）現況と問題点
霞ヶ浦地区には一般の診療機関が <u>2 か所</u>と歯科診療所が <u>2 か所</u>ありますが、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・整形外科などの専門医療機関はありません。また、産婦人科や入院が必要な場合などは、市外の医療機関を受診しなくてはならない状況です。

（２）その対策
・自家用車を持っていない人や運転できない人でも安心して通院ができるよう、移動手段確保の一助としてデマンド型乗合タクシーの運行と、タクシー利用料金の助成を行います。
・市民が安心して医療を受けることができるよう、市内及び近隣医療機関の医師の確保と医療体制の充実を図ります。
・休日や夜間の当番医制方式により救急医療体制の充実を図ります。また、地域医療の充実に向けて医療機関との連携強化を図ります。

（３）計画
事業計画（<u>令和８年度～令和 12 年度</u>）
<table>
<tr><td>持続的発展</td><td>事業名</td><td>事業内容</td><td>事業主</td><td>備　考</td></tr>
</table>
</td><td>
（１）現況と問題点
霞ヶ浦地区には一般の診療機関が <u>3 か所</u>と歯科診療所が <u>3 か所</u>ありますが、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・整形外科などの専門医療機関はありません。また、産婦人科や入院が必要な場合などは、市外の医療機関を受診しなくてはならない状況です。

（２）その対策
<u>・医療技術を有する土浦協同病院について、安定した経営のための運営費を負担します。</u>
・自家用車を持っていない人や運転できない人でも安心して通院ができるよう、移動手段確保の一助としてデマンド型乗合タクシーの運行と、タクシー利用料金の助成を行います。
・市民が安心して医療を受けることができるよう、市内及び近隣医療機関の医師の確保と医療体制の充実を図ります。
・休日や夜間の当番医制方式により救急医療体制の充実を図ります。また、<u>新型コロナウイルス感染症等に迅速に対応できる</u>地域医療の充実に向けて医療機関との連携強化を図ります。
</td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>施策区分</th><th>（施設名）</th><th></th><th>体</th><th></th></tr>
<tr><td>7　医療の確保</td><td>(3)過疎地域持続的発展特別事業
民間病院
その他</td><td><u>地域保健推進事業</u>
健康づくり推進事業
<u>感染症等対策事業</u>
<u>母子保健推進事業</u></td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和４年度～令和７年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>7　医療の確保</td><td>(3)過疎地域持続的発展特別事業
民間病院
その他</td><td><u>保険関係団体等活動促進事業</u>
健康づくり推進事業
<u>不妊治療助成事業</u></td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>36 ～ 37 ページ</td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和８年度～令和 12 年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>8　教育の振興</td><td>(1)学校教育関連施設
校舎
屋内運動場
屋外運動場
水泳プール
スクールバス給食施設
その他</td><td>小学校施設整備事業
中学校施設整備事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和４年度～令和７年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>8　教育の振興</td><td>(1)学校教育関連施設
校舎
屋内運動場
屋外運動場
水泳プール
スクールバス給食施設
その他</td><td>小学校施設整備事業
<u>・霞ヶ浦北小学校屋内運動場屋根防水改修工事</u>
中学校施設整備事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

ページ	新（変更後）	旧（変更前）

		(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他	図書館運営事業 旧地区公民館管理事業霞ヶ浦コミュニティセンター整備事業 下大津コミュニティ施設整備事業 志士庫コミュニティステーション整備事業 体育センター管理運営事業 多目的運動広場管理運営事業 戸沢公園運動広場管理運営事業	市			(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他	図書館運営事業 旧地区公民館管理事業霞ヶ浦コミュニティセンター整備事業 下大津コミュニティ施設整備事業 志士庫コミュニティステーション整備事業 体育センター管理運営事業 多目的運動広場管理運営事業 戸沢公園運動広場管理運営事業	市	
		(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	子どもミライ学習事業 小学校管理運営事業 小学校コンピューター管理事業 中学校管理運営事業 中学校コンピューター管理事業 生涯学習推進事業 青少年育成事業 図書館運営事業	市			(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	子どもミライ学習事業 小学校管理運営事業 小学校コンピューター管理事業 中学校管理運営事業 中学校コンピューター管理事業 生涯学習推進事業 青少年育成事業 図書館運営事業	市	
38ページ	（１）現況と問題点 空家対策						（１）現況と問題点 空家対策			

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>
全国的な高齢化の進展と居住形態の多様化による核家族の増加、人口減少により空家の問題が発生しており、空家の管理についての苦情や相談等が年々増加しています。
本市では、令和４年度に実地調査した結果、494 件（うち霞ヶ浦地区では 315 件）の空家が確認されました。令和６年３月には第２期かすみがうら市空家等対策計画を策定し、生活環境の保全を図るとともに、空家の活用を促進し、地域活性化の推進を図っているところです。
空家の活用においては、茨城県モデル改修事業第１号として、令和２年７月に古民家ゲストハウス江口屋、さらに令和６年７月には一棟貸しの宿水郷園を開設。もともとの梁や建具の木の温もりを生かした宿として、歩崎公園周辺での滞在時間の延長策として観光面に寄与しています。

（３）計画
事業計画（令和８年度～令和 12 年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>９　集落の整備</td><td>(2)過疎地域持続的発展特別事業
集落整備</td><td>自治振興事業
空き家対策事業
移住定住促進事業（再掲）</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
全国的な高齢化の進展と居住形態の多様化による核家族の増加、人口減少により空家の問題が発生しており、空家の管理についての苦情や相談等が年々増加しています。
本市では、平成 29 年度に実地調査した結果、560 件（うち霞ヶ浦地区では 306 件）の空家が確認されました。令和２年２月にはかすみがうら市空家等対策計画を策定し、生活環境の保全を図るとともに、空家の活用を促進し、地域活性化の推進を図っているところです。
空家の活用においては、茨城県モデル改修事業第１号として、令和２年７月に古民家ゲストハウス江口屋を開設。もともとの梁や建具の木の温もりを生かした宿として、歩崎公園周辺での滞在時間の延長策として観光面に寄与しています。

（３）計画
事業計画（令和４年度～令和７年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>９　集落の整備</td><td>(2)過疎地域持続的発展特別事業
集落整備</td><td>自治振興事業
移住定住・結婚支援事業（再掲）</td><td>市</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>40ページ</td><td>
イ　芸術文化の振興
芸術については、霞ヶ浦を題材にした芸術・美術家の作品の調査研究を進める一方で、市民が芸術に触れる機会の充実を図るとともに、社会情勢の変化に応じた市民の多様な創作・表現活動を受け入れる体制づくりや意識啓発が必要となります。

ウ　歴史博物館等の施設の整備
歴史博物館施設は、昭和 61 年に建築されてから約 38 年が経過し、老朽化が進むとともに、国指定文化財の指定を受けた「風返稲荷山古墳出土</td><td>
イ　芸術文化の振興
芸術については、霞ケ浦を題材にした芸術・美術家の作品の調査研究を進める一方で、市民が芸術に触れる機会の充実を図るとともに、社会情勢の変化に応じた市民の多様な創作・表現活動を受け入れる体制づくりや意識啓発が必要となります。

ウ　歴史博物館等の施設の整備
歴史博物館施設は、昭和 61 年に建築されてから約 35 年が経過し、老朽化が進むとともに、今後国指定文化財の指定を目指している「風返稲荷</td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td></td><td>遺物」等の展示物の保管、展示環境の整備、バリアフリー等への対応が課題となっています。

（２）その対策
ア　地域の文化財の保存・活用
・本市の魅力の一つである文化財を保存、伝承するために文化財保存活用地域計画に基づき、中長期的に観光やまちづくり等に生かしていきます。</td><td>山古墳出土遺物」等のあらたな展示物の保管、展示環境の整備、バリアフリー等への対応が課題となっています。

（２）その対策
ア　地域の文化財の保存・活用
・本市の魅力の一つである文化財を保存、伝承するために文化財保存活用地域計画を策定し、中長期的に観光やまちづくり等に生かしていきます。</td></tr>
<tr><td>41ページ</td><td>ウ　歴史博物館等の施設の整備
・かすみがうら市公共施設等マネジメント計画に基づき、博物館の具体策としては、老朽化しているため、長寿命化に向けた改修継続か施設移転の後廃館にするか、その方向性を検討し、決定します。

（３）計画
事業計画（令和８年度～令和12年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１０　地域文化の振興等</td><td>(1)地域文化振興施設等
地域文化振興施設
その他</td><td>歴史博物館管理運営事業
富士見塚古墳公園管理運営事業</td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)過疎地域持続的発展特別事業
地域文化振興</td><td>文化芸術振興事業
文化財保護事業
ジオパーク推進事業（再掲）
帆引き船操業事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td><td>ウ　歴史博物館等の施設の整備
・資料の保管、展示環境、バリアフリー等に対応するため、老朽化した博物館の改修を進めます。

（３）計画
事業計画（令和４年度～令和７年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１０　地域文化の振興等</td><td>(1)地域文化振興施設等
地域文化振興施設
その他</td><td>歴史博物館管理運営事業
富士見塚古墳公園管理運営事業</td><td>市</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)過疎地域持続的発展特別事業
地域文化振興</td><td>文化芸術振興事業
文化財保護事業
ジオパーク推進事業（再掲）
帆引き船保存活用対策事業</td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新（変更後）</th><th>旧（変更前）</th></tr>
<tr><td>42ページ</td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和８年度～令和12年度</u>）</td><td>（３）計画
事業計画（<u>令和４年度～令和７年度</u>）</td></tr>
<tr><td>43ページ</td><td>ウ　<u>行政施設</u>
庁舎については、本市の発足当初から旧町単位の分庁舎方式を採用し、各庁舎の窓口センターで窓口業務を行っています。</td><td>ウ　<u>行政施設及び旧学校施設</u>
庁舎については、本市の発足当初から旧町単位の分庁舎方式を採用し、各庁舎の窓口センターで窓口業務を行っています。
<u>学校施設については、霞ヶ浦地区の平成28年４月の小学校統廃合により下大津・牛渡・宍倉・佐賀・安飾・志士庫小が廃校となり、有効活用が課題となっています。うち、旧宍倉小は、公共施設の最適化に向けた先導的な事例とするため、令和２年に健康増進の中心拠点として、さらには地域住民のコミュニティ活動の場として「かすみがうらウエルネスプラザ」の供用を開始、旧安飾小は歴史博物館収蔵施設の付帯建物に転用されました。</u></td></tr>
<tr><td>44ページ</td><td>ウ　行政施設
・利用者に快適に利用していただけるよう適切な維持管理に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用や使用電力等の抑制に向けた取り組みを推進します。

（３）計画
事業計画（<u>令和８年度～令和12年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>１２　その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td><td></td><td>公有財産調整事業
<u>中央庁舎管理事業</u>
霞ヶ浦庁舎管理事業（再掲）
旧小学校施設管理事業
河川維持管理事業（再掲）</td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td><td>ウ　行政施設<u>及び旧学校施設</u>
・利用者に快適に利用していただけるよう適切な維持管理に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用や使用電力等の抑制に向けた取り組みを推進します。
<u>・牛渡、佐賀、志士庫の旧小学校施設は、市としての投資は行わず、活用する民間事業者の公募を当面継続しますが、公募状況に応じ、老朽化の著しい建物等を解体し土地を管理、活用する方法も検討します。</u>
<u>・耐震補強を実施していない老朽化の著しい旧下大津小の施設は解体し、旧下大津地区公民館に代わる施設を整備します。</u>

（３）計画
事業計画（<u>令和４年度～令和７年度</u>）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>１２　その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td><td></td><td>公有財産調整事業
霞ヶ浦庁舎管理事業（再掲）
旧小学校施設管理事業
河川維持管理事</td><td>市</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画　新旧対照表

ページ	新（変更後）	旧（変更前）
		業（再掲）